

## 第2回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

開催日時 令和7年4月23日（水）午後3時00分～4時40分  
会 場 防府市役所本館2階 共用会議室 2A2B2C  
出席委員 9人（欠席：0人）  
傍聴人 0人（報道0人）  
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

### ◎協議事項

- ・防府市自治基本条例運用状況の検証

### ○事務局

定刻になりましたので、第2回防府市自治基本条例推進協議会を開催いたします。

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。

それでは協議に入ります前に、前回の会議の中で、防府自治基本条例の改正状況について、内容がわかる資料の提供依頼がありました。今回資料No.3「防府市自治基本条例の一部改正について」をご用意いたしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

それでは1ページ目になりますが、①平成30年3月5日施行とあります。

こちらの方は、平成23年に地方自治法が改正され、基本構想の策定義務が撤廃されたことにより、市総合計画の策定義務がなくなりました。そのため、市総合計画の位置付けについて、平成29年の自治基本条例推進協議会で審議をしていただき、市総合計画の策定義務を記載するよう条例改正の提言をされました。これにより事務局が条例改正の手続きを行い、議会の承認を経て、第13条の条例改正となっております。こちらが1つ目です。

続きまして、2ページ目です。②令和5年4月1日施行とあります。

中程の図を見ていただくと分かりやすいかと思いますが、令和3年に個人情報保護法が改正され、それまで国や独立行政法人、民間事業者、地方公共団体で別々の法律や条例で個人情報を運用していましたが、令和5年4月1日より個人情報保護法の取り扱いに一元化されました。これにより個人情報の保護について必要な事項を条例で定める必要がなくなり、事務局が条例改正の手続きを行い、議会の承認を経て、第16条の条例改正となっております。

最後に3ページ目になりますが、③令和6年6月20日施行とあります。

これは令和5年に地方自治法が改正され、地方議会の役割を議事機関と明確化されました。これにより、意思決定機関を議事機関に改正するため、事務局は条例改正の手続きを行い、議会の承認を経て、第8条の条例改正となっております。

以上がこれまで3回あった防府市自治基本条例の改正状況の内容となります。

それではここからの進行を委員長、よろしくお願いいたします。

## ○委員長

今の説明についてよろしいですか。何かまたご質問があったら、ぜひしていただければと思います。

防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

それでは早速次第に沿って協議に入りたいと思います。

先ほど本日は資料が3つ配付されてるという説明もありましたけれども、スケジュールに沿って、今回は、条例や解説に沿った取り組みがなされているか、或いは条例が正しく運用されているか、若しくは条例改正、こういう改正が必要だとか、或いはその解説で、解説の条文が修正したほうがいいのか、そういったことまで含めて、意見をいただきたいというふうに思います。

基本的にはNo.1の、まず大きな表がありますのでそれを用いながら、事務局から条例の章立て、それからどんな取組がなされているか、運用状況などについて説明をいただいて、皆さんのご質問やご意見を伺うという形にしたいと思います。

時間が限られておりますし、分量もかなりありますので、本日は大体、第7章までを対象にするというふうな目安になっていますけれども、もしちょっと沢山ご意見が出て、7章までいかないという場合には、残りは次回、続きをやりたいというふうに思っておりますので、どんどんご意見をいただければというふうに思っています。

それでは運用状況の検証に入りたいと思いますので、その取組状況について、基本的には章単位になってますので、第7章だけちょっと長いので少し区切りますけれども、それ以外は章単位で、まず説明をさせていただいて、その都度、皆さんからご意見ご質問を伺うという形にしたいというふうに思います。

それでは事務局の方からご説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、まず資料について簡単にご説明いたします。

会議資料のNo.1です。「防府市自治基本条例市の取り組み状況」というものになりますが、こちらの資料には、左から「章」「見出し」「条」「項」「条文」、ここまでは第1回の協議会でお配りした条例解説に記載のとおり転記しております。

条文の隣に「担当課」「各課の取組状況」の欄がありますが、1ページ目には記載がありませんので、資料を1枚めくっていただくと2ページ以降、各条文に対応した記載があります。

条文の内容に沿って、取組を実施した担当課とその取組内容を記載しています。

次に、会議資料No.2「提言書（R3提出）意見・担当課・取組状況について」の資料です。

こちらは、第1回の資料でお配りした、前回、令和3年度に開催した協議会でいただいたご意見をまとめた「意見書」を市長宛に提出いただいております。その意見書の中から、条文改正以外の、市の取組状況に関していただいたご意見についての取組状況をまとめたものになります。

資料についての説明は以上です。

それでは、市の取組状況と提言への対応状況についての説明にまいります。

資料No.1をご覧ください。

第1章は「総則」、第2章は本条例の「基本理念」と「基本原則」、第3章は「市民等の権利」と「責務」を規定しており、前文から第3章までの市の取組は特段ございませんので、資料2ページ、第4章「市議会」から、条文の項ごとにご説明いたします。

また、これから進めていく中で、取組状況が空欄の箇所がありますが、これらは、理念について記載されているものですので、空欄となっております。

条文を読み上げさせていただきますので、すでによくご存知の委員の方もおられると思いますが、再度条文の確認をしていただくとともに、併せて第1回目にお配りしております、条例の解説もご覧いただきながら、市の取組状況についてご意見等いただき、協議を進めていただけたらと思います。

また、前回もご説明したと思いますが、この協議会においては条例の運用状況を検証するほか、条文の見直しの必要性について検討していただくこととしております。

今回と次回の2回で「条例の運用状況の検証」を行う予定としておりますが、運用状況の検証とは、条例に沿った運用がされているか、理念や基本原則と乖離はないか、規定内容が時代や社会情勢に対応しているかというところにポイントを置いていただき、課題の洗い出しを行うため様々なご意見等をいただきたいと思っております。

それでは第4章 第8条第1項から参ります。

※資料No.1第4章部分の読み上げ

#### ○委員長

前回の提言について取組状況ということで回答が来てますので、ちょっと簡単にそこも説明いただきます。

#### ○事務局

会議資料のNo.2をご覧ください。

一番上のほうに8条の3項とありまして、こちらの方が先ほど説明した、「市議会は開かれた議会運営を行うため情報及び情報公開を積極的に推進しなければなりません」の条文について、前回、令和3年度のときの意見書の方に、意見をいただいたものがありまして、「第8条に規定する開かれた議会運営を行うための取り組みの1つである議会モニター制度では、議会モニターとなる要件に「議会モニターに委嘱されたことがないもの」とあります。協議会においては議会モニターを経験したことで、意見がより深まることも考えられることから、モニター全体に占める再任者の割合や、再任までに一定期間を設けるなどの条件を付した上で、再任を認めることについて検討する必要があると考えます」というふうな意見を、提言していただいております。

こちらについて議会事務局の対応になりますが、「議会改革推進協議会における協議の結果、より多くの方のご意見を取り入れるため、従来通り1人1度の委嘱とします」ということのご回答を受けております。以上です。

#### ○委員長

一応検討していただいて、こういう結果になったということですね。

この協議会も前回に倣ってやるとすると、こういうそれぞれの運用状況とか取組の状況について、条文改正まで至らなくても、いろいろ意見を出していただいて、主要なものとか皆さんの合意を得たものを、提言書の中に盛り込んでいくというような形になると思います。今、第4章について取組状況の説明がありました。それについてご質問もあるかと思いますが、何でもご意見、ご質問等ありましたら、述べていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○A委員

僕は今回ちょっと初めてなんで、この状況っていうかよくわからないんですが、例えばこれ前回の令和3年度ですか。この8条について書かれてる中で、モニター制度が1回だけっていうのは、もうこれ初めて見て、どこにあるのか、それはまた別にあるんですね。

○事務局

そうですね。議会モニターの設置要綱がございまして、そちらの方に議会モニターの応募ができる資格として、1度やったことがある人は対象にならないということになっておりまして、それについて前回審議していただいて、再任を認めたらという。

○A委員

そういう細かいのは、今から話す中で言っていただけなのか。これを見て、どう、何を審議するのか、この中身が分からないから。

○委員長

前回もやっぱり同じようなんですけど、もし本当に逐一やろうと思ったら、その他の条例の条文とか、その説明をしていただかないといけなくなるので、これは要するに委員の中で、ここについて条例というか、基本的なこのモニターの規定についても読んでおられて、御存じの委員の方から意見が出てっていう。

○B委員

これを出したのは、前回、私が出したんですけど、議会モニターの方もやらせていただいたんですけど。取り組み状況の回答の中で、1人でも多くっていうことが回答の中にあるんですけど、実態はそんなに多く殺到してるのかということですね。もう殺到してて、その再任の人を入れる余裕がないほどいっぱい来てるから、もう再任は駄目だよっていう状況なのか、それとももう議会モニター募集してもぎりぎりまで人が集まらないと。そういう状況の中であくまで1人1回っていうこの募集状況とかその議会モニターの現在の状況が、どうなってるかっていうのを聞いてみたい。

もちろん1度やったら一定の期間を設けて、そして、例えば10人ならその中の1割とか2人だけとか多く再任を認める必要はないと思うんですね。主流は当然、新しい人でいいと思うんだけど、再任を認めない理由っていうのは、1人でも多くっていう論理だけで成り立ってるのかなというふうに思いますよね。その募集状況どうなんですか。

○事務局

議会モニターの方は、令和3年4年5年6年の4年間ですけど、R3年が9人、R4年が9人、R5年は6人、R6年は5人です。1人ほどちょっと出れなくなったということで、減っておりますが、2年任期でありますので、基本的には、R3～4年、R5～6年と同じ方がやられてると思います。

○B委員

定数ってあるんですか。

○事務局

定数は10人です。

○B委員

定数に至っていない状況だと、どうかなっていうふうに僕は思いますね。

これは再考の余地もあるし、考え方として定数に満たない状況にあるのに、1人でも多くって言って、再任で今までの知恵を活用できるかどうかわからないにしても、それを生かして議会のモニターとして支援したいという人を、受け入れないという形のものが、なぜなんだろうかなというふうに思いますね。

○A委員

賛成です。今聞いて、定数10人で15人おって、私やったから初めての人を入れてくださいは当然の話なんだけど、満たない中で2回目だからだめよってというのは。

○C委員

一般論でいくと、定数に対して超えたのであれば、そこに次の条件をつけて断るってのは分かるけど、ちょっとこれは疑問という。

○委員長

協議会では何らかの議論があったんでしょうけど、ここには、この回答しか書いてないので、よく分からないんですが、そういう意見のその運用状況について、今もう3人の委員さんが、ちょっとこれはおかしいと仰っているんで、今言われたような意見を、また今回の提案というか協議書の中に入れるということは可能だと思いますので、それは1つですね。

それでちょっと先ほど、A委員さんから疑問があったと思うんですが、これ要するに何かこう具体的に、これこれについてどう思いますかっていうふうに、ちょっと投げかけるような、そういう会議になっていなくて、要するに条例全体をやるので、多分その条例の条文によってはそれぞれ、そこにまた別の審議会があったりして審議してるものもあると思うんですよね。

だけど、それを全部我々が資料を出してもらってっていう、それはちょっと時間がないので、そのあたりは説明していただける部分については事務局から説明していただいて、あとはそれぞれの委員でちょっと調べて、ホームページにいろいろ出ておりますので。

○A委員

例えばですね、昨年の議会定例会で、ある議員がとんでもないこと言って、私はすごい憤ったんですよ。後から聞いたんですけど、議員の発言というのは、発言の停止、そういうことは一切できませんというのをちょっと聞いたんですよ。その辺のこの言うたら倫理規定とゆうか倫理条例とか、そういうのは議員は何言ってもいいのかとそういうことじゃないと思うんですね。その発言すること自体がこれ、どれに抵触するのかと、そんな規制があるのかと。

○事務局

防府市議会議員政治倫理条例っていうのが定められておりまして、議会、議員が誠実に働きますというようなことが書いてあるわけなんですけども、実際に例えばそういう法に違反するような行為があれば、いろいろと罰則というか、そういうことも決めたりとかいうようなこともあるんでしょうけど。

○D委員

弁護士として一般論として答えるならば、政治的な責任を負うだろうと。

つまり、選挙で落選するとか、リコール、解職されるといった責任を負うということになります。

法的責任を負うのは、かなり限定的な状況だと思う。

それに付言して言わしていただければ、まさにそういう発言は、政治的な責任を負わせるような状況とか仕組み、或いはそういう環境が必要なので、まさにそういった形で中継があったりとか、モニター制度ですね。つまり、私も防府市民ですけど、市民としての発言で言えば、正直、何の発言かもよく知らない。どの議員が何の発言したかも知らないってというような状況ですから、それを知ることが、現実にはできるような方策をとるということが、この条例に沿うようなことになると思いますしその仕組みづくり、或いは制度運用を意見する議論するのは、この場であるというふうに理解しております。

○A委員

今、インターネットでね、1週間してからですかね、全部出る。だから見る方法はあるけども、知らない人もいるから、もうちょっとそれ宣伝するべきじゃないかなという。スマホで防府市議会って入れたらぱっと出てきますからね。

○事務局

ライブでも見れますし、ちょっと時間があきますけど、そのあとは録画も見れるような状況にはなっております。

議会としても、今回でいえば一般質問とかの答弁とかを見ていただくような、生で見れない人でも行かなくても、例えばインターネットで見れるような状況とかの体制は、ある程度整っております。

補足しますと、インターネット中継等のアクセス件数も、令和3年から令和6年にかけて、令和3年だと7,481件、令和4年だと8,393件、令和5年だと9,834件、令和6年は10,697件と、4年間で約3,000件ぐらい増えておりますので、議会に直接行くのは大変だけど、録画を見たりとかライブを見たりとかで、対応しておられる市民の方もおられるのかなと、ちょっとずつ増えてるのかなとは思っております。

○B委員

逆に言うと、そうやってそれを認識して、それで意見を言われたわけですから、そういう意味でいうと、正常に機能してる。

○A委員

そのモニターでね、中継して1週間たったら、もう全部見れるよとかね、そういう、もうちょっとアピールした方が良くないかなと。スマホで見れるわけだから。その辺はね、ちゃんとそういう制度があるんだけど、知らない人もいるんで、もうちょっとアピールの方、考えていただければ。

○委員長

そんな感じでいろいろ意見を言うていただければと思うので。

○D委員

2点ございます。

1つ目は、8条取組のインターネット中継ですけども、これは事務局へ質問ですが、中継へのアクセス数とか、そういうの統計は議会事務局がしているんでしょうか。

○事務局

先ほどご説明した、令和6年が10,697件っていうのが、こちらの方のインターネット中継のライブとその録画のほうにアクセスされた件数ということになってます。

○D委員

多い少ないとか、検討してらっしゃるのですか。同じぐらいの市町村と比較するとどうかとかそういったところから費用対効果という言葉は、この条文の場面で適切か、ちょっと疑問なんですけど。そういった観点からもチェックが必要かなと思ったところが一点。

それから2点目です。皆さん3条をご覧いただいてよろしいでしょうか。2号、市民等というものの定義があります。市民と市民等が、実はこの条例では使い分けられてまして、市民っていうのは、市内に住所を有する。弁護士の言えれば市内で日常生活を営む方というぐらいになります。

市民等っていうのは、それよりも広い方、もう少し広くとってまして、さっき言った市民と、それ以外に市内で働いてるとか、学んでる学校に通ってらっしゃる学生さん。それから市内で事業活動その他の活動を行う人または団体という形で、広く定義してあるんですけれども。この定義のままでいいのかということ、この場で皆さんに議論していただきたいし、或いは後で申し上げる通り、事務局に調べていただくこともあるんじゃないかなと思っております。

というのも、かなりの部分網羅されてるんだと思うんです。働いてるとか学んでるとか、いう形であるんですけど、2つの個人的な経験ですね。仕事をやった上での個人的な経験をお話すると、1点目が、ちょっと前回も少し申し上げたメガソーラーっていう問題があって、去年、太陽光に関する条例を多分、議員立法で市は作ってるはず。その立法作業の一部をちょっとお手伝いしたっていう経緯もあったので少しお話しすると、メガソーラーの場合はこの中で言えば事業活動を営むというふうに当たるのでそんなに問題はないのかなと思うんですけれども、市民っていうものの定義をはっきりさせておけばですね、防府市内で、そういうことをやるんだしたら、多少、他の市とは違いますよと。前文にもですね、かなり防府市ってのは素晴らしい場所ですということが書いてあります。そんなところでメガソーラーを営むのであれば、色々な規制に服していただきますよと。いうふうな、もう少し立法作業の観点から思ったところで、メガソーラーの場合は、この事業活動に当たると思いますので、大きな問題にならないと思います。

次はですね、もう1つ今、日本全国で問題になっている空家問題です。

典型的には防府市に実家があるけど、もう家族みんな東京に出て。東京大阪に出て、誰も管理せずボロボロになってる。今、空家特措法ってのができて、空家っていう概念から、管理不全空家、特定空家っていう概念があって、最終的には市が代執行で建物を除けるというふうなところまでできるっていうかなり強い法律ができてます。

この自治基本条例は自治というふうな条例なので、直接空家に関する権利義務を、何かこの条例からしていくものではないということは、私、理解をしてるつもりなんですけど、7条で市民等の責務っていうところが出てきて、行政サービスに要する費用を払いますとかですね。そうした市民等に一応責任を、一般的な責任を課するような条文もあります。

空家法の場合は、空家の法律とそれから市の条例っていうものを持って、条例でも多少法律にできるようなことを多少上乘せしてできるような仕組みも持つてる中で、よくよく見ると市内に住んでもないし、働いてもないし、学校に行ってもないし、商売やってるわけじゃないんだけど、東京に住んで防府市に土地だけ持っている人っていうのは、この市民等にあたらないっていう状況になっております。これがいいのかどうかです。

この条例の中でですね、市内に土地を持つてる人、建物を持つてる人っていうのは盛り込まなくてもですね、個別の法律の解釈でそこまで大きな問題はないと思うんですけれども、本当にそれでいいのかと。そういった人たちにもやっぱり責務を課していくような作りにしとけばですね。空家

法の分野でも、いや、自治基本条例の中に、市民等っていう条文があって、市の中にですね、建物とか土地を所有してる人っていうのは責任を負ってるんだよ。ていうことが、広い意味で、空家法の解釈にも役立つかもしれない。ということがあるので、多少現代的な問題から入りましたけれども、空家のことを念頭に置くと、この市民等の定義というものが、果たして令和のこの時点で、これでいいのかなというふうに弁護士は思ったと。

#### ○A委員

一番困ってるのは、例えば空家で空地、草ぼうぼうになって今現実にそうなってるんですけど、車がある。大きい車で窓は破れて、もう当然乗れる状態じゃないけど、ずーっと車が停めてある。その撤去っていうのを、自治会が金払うのか、行政が金払うのか。その土地の持ち主ならもう、どこに居るのか分からんと。その責任っていうのが、今言われたようにね、どこからという。確かにその不動産を持ってるんだから、1つ言えばこの事業活動。空家にしても土地にしても不動産持ってるんだから、事業活動って無理やり入れることは出来ないかなとちょっと思うんですけど。

#### ○D委員

例えばそれを人に貸してるとかであれば、事業活動その他の活動にひっつけれるかなあとと思いますが、多くの場合、多くの空家は何もしてないのが問題なので、活動がないときはなかなかこの定義に当てはめるのは難しい。

#### ○B委員

やはり、代執行したりする費用。当然持ってる人が、明確に東京に住んでいようが、大阪に住んでいようが、市に負担をさせたんだったら、その所有をしてる人は、それは市民として、支払うべきだっていう考え方だろうと思うんですね。だけど、東京にいる大阪にいるっても、その持ってる人さえも明確にならない、相続が明確にされない、もう何代もやってないんだから、誰だっていうことも特定できない状況になってる。だから、あくまで市民に入れようとしても、その人を明確に、この人だと認定できない状態のケースもいっぱいあるんじゃないかと。

あと、相続登記をしてくださいって、それがあから言ってるんだらうと思うんですけど、現実問題、散らばっちゃって出て行っちゃうと兄弟たちが俺のもんじゃない俺のもんじゃないって。もちろん、共同相続、相続権を持ってるんですけど、それがなされてないから、今おっしゃるように明確に東京のこの人だということもできないケースも結構あるんだけども。

代執行したときにその更地になった土地に対する権限っていうのは何か制約を、その利益を市は還元させてもらうようなことはできるんだらうか。

#### ○D委員

弁護士と、もう1つは一般社団法人管理権不明不動産対策公共センターっていうところの、事務局長やっております。

これは、空き家問題とか所有者不明土地問題をやってる一般社団法人でございまして、相続人がいないいわゆる相続財産法人になってるパターンとか、相続人共有なんだけど、一人がカルフォルニア州に行ってるとかいうパターン、それからみんな生きてるんだけど1人が反対してるパターンです。

そういったときに、代執行の場合は、建物を除却して普通は土地を差押える。それを国税滞納処分法の法令がありますので、公売ですね。税務局が財産差押えて売っぱらって、お金に変えと一緒の仕組みで、財産を売って回収する。

一般には建物がなくなれば、更地価格が上昇しますので、高く売れるはずなんですけれども、残念

ながら僕に来るような空家はですね。もともとその市場の経済原理に乗ってるような土地であれば、みんな何とかするんです。買いたい不動産業者が弁護士に何とか処理してもらって、市場の経済の原理によって、要するに金かけてもですね、建物を壊して売り払った方がみんな儲かるっていうやつ。そうでないところが僕のようなところに来るといって、なかなか解決が難しい問題です。

今日ここで、皆さんに市内に土地建物を持って人を市民等に入れましょうかというふうに今議論しても、議論の深まりはないなというふうに、私分かってますので。

事務局にすいません、調べていただきたいのが、この市民とか市民等の定義が、要するに他の公共団体と比べると、普通の定義なのかとか、他の公共団体だともっと別の定義はしてあるのかというものを今お答えいただければそれでいいんですけども、なかなか難しいと思いますので、他の自治体における条例の制定の仕方ですね。何か調査していただければなど。

#### ○事務局

当時の定義を定めるときの議事録を見る限りだと、よその市でも自治基本条例というのを作っておるところがございまして、そういうところはある程度やっぱりその市に住んでおられる方を対象にしておるようです。

ただし、防府市の協議会の方で、最初の提言書を作っていた、自治基本条例の元になるような提言を作っていたときに、ただ市に住んでる方だけではなく、防府市に学びにこられる方、事業をされる方、そういう防府市の中でそういう活動されてる方も対象とした条例がふさわしいんじゃないかというような、協議の方がありまして、こういう表示になっておるといのは、議事録からは出ております。

#### ○D委員

当時、これ平成21年制定ですかね。まだ日本はですね、ぎり平行線ぐらいで、右肩下がりとは言いづらかった時代だと思いますので、ここにいる人に着目して、条例を作るという手法はそんなに不合理じゃなかったのかなあとおもいますけれども。令和のこの時代です、もう人が減っててる中で減ってる人だけに着目して条例作っていいのかなという疑問は、弁護士としては。

#### ○A委員

だから、例えば今のこのね、市民、市民等と言われますけど。さっき言った不動産を持って人も、市民等に入るっちゃう書き方は法律的にだめなのかどうか、これ事業活動がありますけども。どうなんですか。

#### ○委員長

駄目ではないです。条例で市民等の範囲を決めればいいので。これ要はこれが出来たころとかその前のあたりってのが、自治基本条例だと、他の市だと市民参画条例だとか、いろんなそういう市民の参画っていうのがやっぱりすごく強調された時代にできたものなので。

#### ○A委員

防府に土地持つとる人がね、責任を持たんといけんと思うんですよ。

#### ○事務局

ちょっとすいません。先ほど事務局から説明したのは、策定当時の状況で他市も同じような状況でしたよっていう説明だったんですけども。

D委員が言われましたように時代変わってきてまして、空家問題とか色々出てますけども、その辺を含めて、こういった状況の中でその当時の定義から変えてる市町があるかどうかですね、うちの

をまずは確認していきたいと思います。

それと、やっぱり空家問題等々はですね、空家特別措置法とか、空家の条例とかがありますので、基本的にはそっちで対応していく問題なのかなというふうには思っております。

○委員長

そうですね。市民の定義の再考ですよ、要するに地権者の問題で、昔の言い方って不在地主とかそういうですよ。そういうものまで含めて、基本的な、市民等にここに入れるっていうのは1つやっぱり重要な考え方かもしれないですね。それはちょっと重要なご意見として、加えて。

○D委員長

空き家の問題に引っかけてご説明したのは、皆さん聞き慣れてわかりやすいかなと思ったんで。

今、ご指摘があった、僕も意識してるつもりで、これやっぱり自治の条例ですから、空家法の個別の解釈にどこまで影響、この市民等にですね、空家の所有者を入れたところで個別法の解釈にどこまで影響するかってのは未知数ですけども、そこを取っ払ってお話すると、シンプルに考えると、固定資産税払っているんだからですね、権利とか責務って負わしてもいんじゃないかなと、シンプルな考え方もあるかなということも含めてご検討いただければと。

○B委員

やっぱり、今ある状態が空家状態が、衛生面だとか、安全面だとか、周辺で問題があれば、当然、代執行してですね、建物を除去するとかいうことは、他の市民のためにする必要が僕はあると思う。

そのお金をですね、結果払ったお金がその土地に価値があろうがあるまいが、その資産に差押えして、抑えてしまうというのは当然だし、他の市民が、そのことに対してどうしてその代執行のお金を負担しなきゃいけないかっていうのを疑問に思います。

ただ何も影響がないんだったら、衛生面も安全面もないんだったら、執行する必要ないわけです。結論から言えば、相続はどうなってあろうが、代執行しなきゃいけない状態のものを、建物土地を、やっぱり市民として認定しないと、それはやっぱりおかしいなと思います。筋論からすれば、一般の感覚とすれば、以上です。

○委員長

3章までは定義とかなので、これでいいだろうと思ってここは触れないでいたんですが、今、非常に貴重なご意見がありましたので、3章のさっきの定義についても検討するというところで、よろしいですかね。

それでは第5章お願いします。

○事務局

第5章になります。執行機関です。※資料No.1第5章部分の読み上げ

○委員長

今の第5章、何かご質問とかありますでしょうか。

○A委員

職員の研修なんですけどね。市の職員が、各地域において、会議のときとかに参加して、それで問題点なんかを市に持ち帰るとかね、そういう制度があったと思うんですけど。

○C委員

今確かにA委員さんおっしゃったように、これ毎年、例えば、右田の地区担当職員は誰ですよという、名前だけはお知らせがありますけど、実際に。

○事務局

名前のお知らせは通知をさせていただいてると思うんですけど。地区担当職員、今も制度としてあります。

○E委員

富海は来ますよ。自治会連合会の総会とか。だから、全部ではないです、会議全部じゃないけど、要所要所ときにはいらっしゃって、ご挨拶をされたりとか、こういう行事をするので、公民館の方でって、女性の方ですけど。

○事務局

地区によっては、その行事の手伝いとかもしてるような地区担当職員もいますけど。

○A委員

そういうのもね一緒に市に相談したときとかね。期待しての任命でしょうけど。

広い意味でいうと研修だと思うんですよ。行政が地域にどういうふうに関わったのかとかね、そういうので研修だと思う。

研修があったんで、そういう研修はどうなのかなと思ってちょっと言ったんですけど。

○E委員

この研修っていうのは、臨時職員さんとかっていうのは対象外なんですね。窓口とかでも対応してくださるとしても、対象外ですよねやっぱり、1年契約。

○事務局

仕事を行う上での実務的な研修は、その都度してるとは思いますが、これスキルアップとか、倫理とか、そういったことはちょっと対象にはなってないと。

○委員長

何か臨時職員の方にと何かありますか。

○E委員

採用される方によって大分違って、分からないからって何回も何回も違う人が出てきてされるので、そういうときは、この人は正規の職員さんじゃないのかなと思いつつ、対応されたことがあったので、どうなのかなと思って。

○B委員

12条なんですけど。5章の方ですね。課とか申しませんが、直近でいろんな思いがありまして、やっぱり、4月の異動時期とか、人が変わったときに徹底した研修とか勉強してないなっていうのがありまして。

勉強してないなっていうのはこの12条で、市の職員は全体の奉仕者として公正かつ、誠実に職務を執行するっていう。だから、実態はどうなのかっていう今話をすれば、意外と異動時期だったということもあるし初心者っていう。誰でも間違えたりすることはあるけど、間違えたり何とかいうのよりも、何か姿勢に問題があるような気がしますね。

もうちょっとこの異動時期があったって、やっぱり研修とか、この通信教育とか別に、自分の部署の、もちろん新規採用、アルバイトもいると思うから、もっと徹底的にその仕事の対応とかマニュアルとか、そういう勉強。通信教育するよりも、市民に対する対応の勉強すべきじゃないかと。

僕、市の方とおつき合いするから、すごくいい方はいっぱいあるけど、中にそういう人が出ないようにしていただく教育を、ぜひしていただいたらと思います。

○F委員

今B委員も言われましたけども、例えば指定管理とか使って、留守家庭学級とかの職員が、市の職員さんと同じお仕事ができるから、そういう仕事が従事できてるはずなんですけれども。

そういった、今は会計年度任用職員ですかね。そういった方たちにも、職員研修っていうのはやってらっしゃるんでしょうか。

○事務局

そうですね。受付が多いとは思いますが、必要な知識は、やはり研修という形で当然覚えていただかなければいけない内容は、各担当で業務として研修していただいて、それを受けて初めてそういう窓口なりその業務に携わっていただくようにはしております。

○F委員

例えば保護者対応であるとか、そういったことも、市役所の窓口対応と、やっぱり人対人なので、出ることがあるかなと思うんですけれども、そういった方々への研修も、今後も真ん中に踏まえて、検討いただけたらなあと思いました。

別件なんですけど、あえて名前出さなきゃいけないんですけどシルバー人材センターの、そういった犯人探しをするわけではないんですけど、どこかがチェック機能が足りてないから、そういう小さな積み重ねだとは思いますが、そういったことも、執行機関の中のルールづくりなのか、体制なのか。

そこをどのように仕組み化するのが、今では難しいことだと思うんですけど。今ある仕組みで、そこが、きちんと機能できるのであれば、そこをきちんと生かしていただけたらと考えました。

○G委員

実務的なことだけでなく、倫理観や接遇というところまで含めてが研修なんじゃないですか。

○D委員

10条2項で市長のんですけども。研修だけ言われてますけど、例えば県なんかは、普通行政職員の場合、2~3年で部署が変わると、それでジェネラリストを育成していくっていう意味での能力向上を図っていたと思いますが、専門職コースみたいな形で、行政職で入っても例えば税の部門に8年とか、マックス9年ぐらいか、居れるとかいう仕組みを設けてますので、そういう人事制度の中で、行政職に入った人間にも、そういう選択を導入するという検討もあげるのかなと。

○委員長

これは市によってはあると思うんですけれども、全体は3~4年で大体変わるけれども、特に要望があってその方が、その結果、専門的な知識を持ってらっしゃって、やりたいとおっしゃるのでっていうことで、何年かやられるっていうようなケースも他市では聞いてるんですが、防府市なんかの場合は、いかがですか。

○事務局

防府市もですね、スペシャリストがいるといいますか、専門的な知識がかなりレベルがいるっていうところは、3年とか4年に限らず、もうちょっと長いスパンで育てているっていう例はあります。

デジタル関係とか財務関係とかですね。そういった部分では、ありますね。

○委員長

以上でよろしいでしょうか。では、6章お願いします。

○事務局

第6章になります。総合計画です。※資料No.1第5章部分の読み上げ

○委員長

今の第6章、何かご質問とかありますでしょうか。

○A委員

総合計画の説明は、一般の人へのこの説明っていうのは、どういう形でしとるんですか。

○事務局

総合計画の概要版を、全戸配布しております。作ったときにしております。

概要版、薄いやつですね。わかりやすく、要点を絞ったような内容のものですね。

○G委員

私どもが要望した施策があったことから、担当部署よりご説明をいただきました。

○事務局

いろんな機会をとらえては、今の進捗状況とかです、説明をしています。

○H委員

私の印象では結構、市広報に、こういった部分ができましたって、最近、図というかイラストっていうので出てることが多くて、その点ではかなり分かりやすくなってきているのかなっていう気がします、進捗状況。

ただ市広報を見られない方っていうのもいらっしゃると思いますけど、こういうアピールになるんですかね。計画を作った、それをこのように進めていますってことが、市民の目に触れるっていうのは、ずっと続けて欲しいなっていうふうに思いました。

○F委員

先ほどのアンケートの実施についてなんですが、私、子育ての方の会議も参画させていただいてるんですが、こちらアンケートの回収率がとっても悪かったと記憶します。

なので、学生は特に、授業の中でやってしまうと全員に聞くことになるので、それが果たしてアンケートととして取っていいものか、あくまでも自主的なものを尊重したほうがいいのかって、迷うところではあるんですが、余りにも回答率が低いものを、じゃあそれで市政に反映させるのかっていうのは、若干ちょっと、はてなかなと思うんで。

一般的なイベントとかで、アンケート回収をQRコード配ってやっても、回収率はすごく悪いんです。その辺のITの活用でのこういう、総合計画に反映させるようなアンケート調査は、次回ご検討いただけたらと思います。

○B委員

アンケートで1つ確認したいんですが、ちょっと前に一般的なアンケートの有効回答率といいますか、なんか統計学上は何%以上だったら、大体もうそれを全体の意志、意見としてとらえていいよというか、何か基準の数字があったような気がする。具体的な数字は覚えてないですけども、ちょっとその辺があれば、また調べていただきたいんですが。

○事務局

ちょっと今私、数字をそれ覚えてるわけじゃないんですけど、言われる通りですねアンケートは、回収率とかで有効かどうかという判定基準がありますんで、その辺はもう確認して、そういったふうなものに使う、利用していくということにしていますんで。低いからこれは、全然つまらんことだよっていう部分では決してないはずですよ。

○委員長

この27.0%は、郵送ですかね。

○事務局

送るのは、郵送ですね。答えるのは、郵送でもOKですし、QRで答えてもいいんですけども。なかなかですね。郵送で送って、回答はどちらでもできるようにして。

○委員長

郵送は20何%とか、それが普通です。

これなかなか難しい問題で、私社会学をやったので、この問題はよく出てくるんですけど、決め手はなかなかないですね。これやったら、絶対良いというのはなかなかないので。

○A委員

アンケートの聞き方で、ものすごく変わってくると。それはもう思ったのはね、市広報のあり方について、アンケートとったじゃないですか。

あのアンケートの取り方が、市広報2回の方が良いですか1回の方が良いですかというアンケートの取り方だったの。それで、2回の方が良いという人が多いかったから、議会でもそういう説明、返答した、2回の方が多くあったから、2回で継続しますという。

ただね、2回の方が良いって言う人は、何も役をやってない人。その人が班長だったら私は配るのが嫌だから1回の方が良いよって言う。逆に班長にならないとか、そういう方だから、2回って言う人は。もうただで来るもんだから、当然2回の方が良いって言うのは当たり前話ね。

だからその時に、2回の方が1回の方が、どっちが良いですかって言ったら、1回にしたら予算も減らし、この浮いた予算を、自治会のために有効に使いますとか、市のために使いますとか、そういう説明までつけたりしたらね、全然変わってくるんですよ。

○委員長

アンケートのやり方によっても異なってきますんで、結果。

その他、よろしいですかね。

それでは一応、今日は6章まで。次回、またどうしても気になるっていうことがあれば、さかのぼって、ご意見いただいても良いと思いますので、一応6章まで今日は、そういう形にしたいと思います。

あとは、さっき議論の中で、最初の取組状況で、前回の提言書で議会モニターについて、何かちょっと補足的な説明とかがもし得られれば、次回、どういう議論があつて最後に無しだということになったのかってことを事務局に調べていただくのと、それとさっきインターネット中継の件数が、同じぐらいの規模、人口規模に比べて多いのか少ないのかとありました。何か参考になるような、その資料というのがあれば、ちょっと次回出していただければ。

それじゃ、次第2 その他ですかね。

○事務局

それでは今回議論、協議していただきましたけども、資料や本日の内容についてご質問等がございましたら、事務局へご連絡いただけたらと思います。

電話やメールでも結構ですので、できる限り次回の協議会の方で回答とか資料とかっていう形で、お示しできたらなと考えております。

それから、次回の話になりますが、第3回の協議会の開催日については、5月の下旬を予定通り考えております。また都合が悪い日を教えていただきますので、ご回答の方よろしく願いいたします。

それでは、事務局としては以上です。

○委員長

本日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。